



所得税の確定申告はe-Taxが便利です

◎マイナンバーカードでe-Taxがさらに便利に！

e-Taxはインターネットを利用して所得税の確定申告をすることができ、とても便利です。申告方法は、事前に税務署でIDとパスワードを取得せずに済む、マイナンバーカードを活用した方法がおすすめです。



【メリット①】時間を気にせずいつでも申告が可能！

インターネットを利用して申告するため、24時間いつでも申告できます。

【メリット②】申告会場へ出向く必要がない！

申告会場に出向かないので、新型コロナウイルス感染のリスクが下がります。

【メリット③】添付書類の提出または提示の省略が可能！

生命保険料控除証明書などの税務署への提出または提示を省略できます。

【メリット④】還付金を早く受け取ることが可能！

- e-Taxによる申告：3週間程度
- 書面による申告：1か月半程度

※マイナンバーカードを活用した申告には、ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンが必要です。

国税庁ホームページ「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」▶ <https://www.nta.go.jp>

確定申告に関すること：厚狭税務署 (☎ 72-0180) 税務課市民税係 (☎ 82-1125)
マイナンバーカードに関すること：市民課 (☎ 82-1140) 市民窓口課 (☎ 71-1513)



4月1日から公民館が
地域交流センターに変わります

「地域交流センター」は、生涯学習の推進を目的とした市内の11ある公民館を、より広範なまちづくりを目的とした施設として進化、発展させていくことを目指すものです。地域の拠点施設として、多くのみなさんや団体が集まり、つながり、様々な地域活動ができる利用しやすい施設として新たなスタートを切ります。取扱いについては、次のとおりです。

	(旧) 公民館・福社会館	(新) 地域交流センター
名称	(例) 本山公民館	名称が変わります。(例) 本山地域交流センター ※公民館併設の福社会館は、各地域交流センターに統合します。
機能	主催講座や公民館クラブ等の生涯学習事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> • 生涯学習事業はこれまでどおり継続し、充実していきます。 • 地域づくりの支援
利用範囲	営利を目的とした利用は禁止	営利を目的とした利用が可能となります ※地域の特産品の販売や企業の研修会等の利用が可能です。
使用料	公民館：1時間あたりで計算 福社会館：時間帯区分で計算	公民館部分：現在のとおり 福社会館部分：1時間あたりで計算 ※営利目的や市外の人の使用料は割増となります。

市民活動推進課 (☎ 82-1134)